

後見(保佐・補助)開始の申立てについて(必ずお読みください)

申立後の手続について特に留意していただきたい事項をあらかじめお伝えします。

後見等：後見、保佐、補助

後見人等：後見人、保佐人、補助人

後見監督人等：後見監督人、保佐監督人、補助監督人

ご本人：物事を判断する能力が不十分で、後見、保佐、補助の支援を受ける人

候補者：申立書に記載した後見人等候補者

第三者専門家：家庭裁判所が選任する弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家

申立後

- 申立てをした後、手続を取りやめるためには、裁判官の許可が必要です。申立書に記載した後見人等候補者が選任されない等の理由での取下げは認められません。(家事事件手続法121条、133条、142条)
- 裁判官が必要であると判断した場合は、鑑定をします。その場合、鑑定費用(10万円程度)がかかります。手続にかかる費用は原則として申立人の負担です。
- 必要な書類の追加提出をお願いする場合があります。

審判

- 裁判官は様々な事情を考慮して後見人等を選任します。(民法843条I、876条の2I、876条の7I)
- 候補者ではなく、第三者専門家が後見人等を選任される場合があります。
- 候補者が選任される場合でも、後見人等の事務を監督、支援するため、第三者専門家が後見監督人等として選任される場合があります。
- 後見開始については、ご本人に一定額以上の財産(例えば、預貯金及び現金500万円以上)がある場合、後見制度支援預貯金(支援預貯金)又は後見制度支援信託(支援信託)の利用を検討します。

※支援信託の場合、いったん第三者専門家が後見人を選任されます。

※支援預貯金又は支援信託が利用できない場合、第三者専門家が後見人や後見監督人として選任されることがあります。

- 誰を後見人等、後見監督人等を選任するかという裁判官の判断については、不服申立てをすることはできません。(家事事件手続法85条I、123条I、132条I、141条I)

開始後

- 後見等が開始されると、ご本人の判断能力が回復しない限り、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけになった事情がなくなっても取り消すことはできません。
- 後見人等、後見監督人等(第三者専門家を含む。)は、家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができます。家庭裁判所が報酬付与の審判をすると、後見人等、後見監督人等は、ご本人の財産から審判で決められた報酬を受け取ることができます。